

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月26日
【会社名】	株式会社ユー・エス・エス
【英訳名】	USS Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 安藤 之弘
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	愛知県東海市新宝町507番地の20
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長兼社長安藤之弘は、当社の財務報告に係る内部統制の整備および運用の責任を有しており、当該内部統制を整備および運用する際に準拠した基準は『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）』（企業会計審議会）である。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、当事業年度の末日である平成25年3月31日を基準日とし、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行った。

また、評価手続としては、金額的および質的重要性の観点から、僅少であると判断された連結子会社1社を除く当社および連結子会社5社の事業所について、全社的な内部統制の整備および運用状況を評価し、当該評価結果を踏まえ、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能しているかを評価した。

財務報告に係る内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、財務報告に対する金額的および質的重要性を考慮し合理的に決定した。重要な事業拠点の選定は、前期連結ベースの売上高を基準に概ね3分の2をカバーする当社の16事業所のうち3事業所および連結子会社5社のうち3事業所とした。当該重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく係わる勘定科目は、売上高、オークション貸助定または売掛金、オークション借助定および一部連結子会社については、たな卸資産とし、当該勘定科目にいたる業務プロセスを評価対象とした。決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、連結子会社を含めた一括集中管理部署である本社統括本部財務部を中心に、全社的な内部統制に準じて評価を行った。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成25年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当事項なし

5【特記事項】

該当事項なし